

令和6年度第3回文京区文化財保護審議会 要点記録

*日時	令和7年1月9日(木)午後2時00分～午後3時30分
*場所	教育委員会室
*次第	I 開会 II 議題 文京区指定文化財の指定について(審議) III 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員(藤井英二郎、内田青蔵、副島弘道、山崎祐子) 事務局(熱田教育総務課長、川口文化財保護係長、内藤文化財保護係主事、町田文化財調査員)
*傍聴者	0人
*資料	資料第1号 文京区指定有形文化財 指定説明書 (表1)心城院版木一覧 (表2)心城院版木 銘文 資料第2号 文京区文化財指定基準 参考 文化財指定・登録された「版木」「板木」 —東京都内・関東地方県指定・奈良県・京都府—

I 開会

II 議題

1 文京区指定文化財の指定について(審議)

会長が欠席のため、文京区文化財保護条例第23条第3項に基づき、議事の進行について副会長が代理する。

事務局が資料に基づき、心城院版木の指定説明書(案)の説明を行った。

《事務局》説明に少し補足をさせていただきます。

まず、資料第1号について、「(8)保存状態」～「(12)指定基準」までの各項目のナンバリングが一つずつずれておりますので、「(9)保存状態」～「(13)指定基準」と訂正いたします。

次に、「はんぎ」の表記を「版木」と「板木」のどちらにするのかという点と、指定の区分は歴史資料が相応しいのではないかという点に関連して、東京都内、関東地方の県、奈良県、京都府で指定・登録されたものを一覧にし、参考資料として添付しております。

《副会長》それでは何かご質問・ご意見等はございますか。

《委員》「はんぎ」の表記について、文京区文化財指定基準で「版木」と表記されているのは分かりますが、国の事例では「板木」でほぼ統一されており、他の自治体でも国に倣って「板木」としている例があります。

これはあくまで一つの意見として申し上げますが、国が名称をたてる際には、極めて慎重に審議を行ったうえで決定するので、基本的にはそれに倣っていただく方が誤解は生じづらいと思います。

また、「べざいてん」の表記について、資料では「弁財天」となっていますが、指定名称などでは、通常は本来の表記である「弁才天」とします。ただし、指定説明書の(11)説明にある「心城院は、…かつては宝珠弁財天堂と称し…」の宝珠弁財天堂がこの表記で確定しているのであれば、それに合わせて「財」の字を使用しても問題ないと思います。

続いて、同じく指定説明書の2頁目冒頭で「内容面から①絵像類4種4枚…」とありますが、全てが仏教絵画だと思うので、絵像ではなく仏像とした方がよいと思います。

なお、同じ2頁目の中盤、No.4の段落に「大聖歡喜天（歡喜天）」とありますが、「大聖歡喜天（聖天）」の誤りだと思います。

《事務局》訂正いたします。

《副会長》「はんぎ」の表記はどのように使い分けるのでしょうか。

《委員》刷り上がったものを「版画」と言いますので、「版木」とする場合は、版を刷るという意味合いを重視しているのではないかと思います。

一方、版画を刷るための板は、日本の場合、石ではなく木を使いますので、物として説明しようとするときは「板木」とするのではないかと思います。

なお、「石板」という言葉は、材質は石ですが「板」の字を使っていますので、平らなものは「板」と表記するという考え方もあるかもしれません。

《副会長》この点、事務局のお考えはいかがでしょうか。

《事務局》今回は指定区分を書跡・典籍としていますが、文京区文化財指定基準では書跡・典籍の部分で「版木」と表記されていますので、基準に従って「版」の字を使用しています。仮に区分が歴史資料であればそのような縛りは生じないと思います。

《委員》指定区分を歴史資料ではなく書跡・典籍とする理由は何ですか。

《事務局》これも指定基準の書跡・典籍の部分で「(三)典籍類のうち版本類(版木を含む。)」と記載されていることが大きな理由です。

《委員》その部分は、版本を主として、その版本を刷るための版木についても付指定のような考え方で含めるという意味合いに思えますので、版木そのものを歴史資料として指定することが直ちにおかしいとはならないのではないのでしょうか。

《事務局》改めて考えますと、今回の版木で刷られたものが「典籍類のうち版本類」に仕立てられるのは一部だけですし、心城院の歴史や印刷文化史などが分かるという意味で、歴史資料として指定することもあり得るのではないかと思います。

《委員》ちなみに、文京区文化財指定基準が制定された昭和48年4月当時は、歴史資料という区分はなかったのではないかと思います。

《副会長》いくつか確認が必要な事項がありますが、まず「はんぎ」の表記については、指定基準の中で「版木」となっているのでそれに従うというのは妥当ではないかと思います。次に、区分を書跡・典籍とするのか歴史資料とするのかについては、もう少し検討が必要だと思います。

なお、先ほど委員から指摘のあった「べざいてん」の表記についてはどうでしょうか。

《事務局》資料でどのように表記されているのかを確認いたします。

《副会長》分かりました。問題となるのは指定区分ですが、ご意見等はいかがでしょう。

《委員》先ほど申し上げたことに補足しますが、昭和 50 年代に歴史資料という区分ができたと思うので、国でそれ以前に指定された「群書類従版木」や「鉄眼版一切経版木」については、後から種別変更をしているのではないかと思います。

《委員》品川区や荒川区などの事例ですと、有形民俗文化財として指定されているようですので、有形民俗文化財的な意味合いも考慮する必要があるかもしれません。

《委員》参考資料にないものでは、令和 2 年度にあきる野市にある「猿曳駒絵馬」が都指定有形民俗文化財に指定された事例があります。

《委員》国の場合ですと、例えば獅子頭は有形文化財（美術工芸品）の工芸品や彫刻として指定されるのですが、区市町村では有形民俗文化財として指定しているところもあります。このように同じ物であっても、異なる区分で指定されることもあり得るのだと思います。

今回の指定については難しいところですが、私は歴史資料とする方が良いのではないかと思います。

《委員》私も歴史資料とする方が良いと思います。今回の版木類の中の御札や御鬮ですが、これらを典籍とするのにはやはり違和感があります。

《事務局》強いて言えば、今回の版木の中で「典籍類のうち版本類」に当たるのは経典くらいだと思います。

《副会長》版木というものをどのように評価するのが問題だとは思いますが、一括して指定することが重要だと考えると、民俗的な要素も典籍的な要素も含んでいるので歴史資料という捉え方がある意味で無難なのかもしれません。

《事務局》歴史資料とした場合、御鬮箆筒はあえて付指定としなくても良いのでしょうか。

《委員》その場合、指定名称をどのようにするかという問題が出てきますし、箆筒はそのまま付指定で良いのではないかと思います。

指定名称について一点申し上げますと、心城院にある版木ということで「心城院版木」という名称でも良いのですが、国指定ですと西大寺にある版木は「西大寺版板木」としています。この辺りはいかがでしょうか。

《事務局》心城院に一括して伝来したという意味で「心城院版木」で良いのではないかと思います。

《副会長》国指定の「西大寺版板木」というのは、板木としては色々なものがあるけれども、それらは西大寺版だということの意味しているのですか。

《委員》おっしゃるとおりです。

例えば、「春日版板木」という名称は興福寺で刷られ伝存した出版物を代々

「春日版」と称していたことから出てきたものです。

《副会長》 そのように考えると、やはり「心城院版板木」ではなく「心城院版木」とするのが妥当でしょう。

《事務局》 確かに、心城院で開版されたことが確実なものもありますが、全てがそうとは言えないかもしれません。

《委員》 ちなみに、版木には心城院の銘は入っているのですか。

《委員》 銘文を見ると、No.16～20 の最後には「文久紀元辛酉晩春台宗沙門觀性亮順撰于湯嶋心城精舎」とあります。このことから「聖天講式と版木」のような名称も考えられなくはないと思いますが、今回は「心城院版木」とするのが妥当だと思います。ただし、これを前例として寺院から出てきたものなら何でも「〇〇寺版木」や「〇〇院版木」とすれば良いという訳ではないことを申し添えておきます。

なお、区の付指定の場合、指定名称は国のように「〇〇，附△△」とはならないという認識でよろしいでしょうか。

《事務局》 本区の場合は、「付」の前に読点は入りませんし、「附」ではなく「付」の字を使うのが前例です。

《副会長》 それでは、これまでの内容をまとめますと、指定名称は「心城院版木 付御鬮箆筒」、区分は有形文化財（歴史資料）とする。歓喜天は聖天に訂正し、弁財天の表記は事務局の方で確認するというところでよろしいでしょうか。

（異議なし）

他に何かご質問・ご意見等はございますか。

（なし）

Ⅲ 閉会

《副会長》 これをもちまして、令和6年度第3回文化財保護審議会を閉会とします。